

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年3月

豊島区監査委員

豊島区監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和4年度財政援助団体等監査の結果を別添のとおり公表する。

令和5年3月29日

豊島区監査委員	永	田	謙	介
同	中	川	貞	枝
同	鈴	木	善	和
同	根	岸	光	洋

目 次

	ページ
第1 監査の概要	1
1. 監査の目的及び対象	1
2. 監査の対象範囲	1
3. 監査の観点	1
4. 監査の実施期間	2
5. 監査の方法	2
6. 監査結果の基準	3
第2 監査の結果	4
1. 豊島区体育協会グループについて	4
2. 日本テニス事業協会共同企業体について	6
3. サイカパーキング株式会社について	7
4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について	9
5. 総括意見	11
第3 監査結果に対する改善等措置の報告	15
資料編（団体別概要）	16
I 豊島区体育協会グループ	16
II 日本テニス事業協会共同企業体	20
III サイカパーキング株式会社	23
IV かたばみ・鹿島建物共同事業体	26

第1 監査の概要

1. 監査の目的及び対象

本監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、豊島区（以下、「区」という。）が財政援助等を行っている団体（出資団体、補助金等交付団体、指定管理者）に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施するものである。

本年度は、指定管理者（公の施設の管理を行わせている団体）を対象として監査を実施した。併せて、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかなどについて監査を実施した。

今回監査を実施した団体（指定管理者）及び所管課は次のとおりである。

[監査対象団体及び所管課等]

監査対象団体等	所管課（監査対象課）
サイカパーキング株式会社【指定管理者】 * 指定管理施設：自転車駐車場（10施設） 〔目白駅東、目白駅西、目白駅北 千登世橋、駒込駅北、巣鴨駅北 巣鴨駅南、巣鴨駅第三、 巣鴨駅北口白山通り、 西巣鴨駅〕	都市整備部 土木管理課
日本テニス事業協会共同企業体【指定管理者】 * 指定管理施設：三芳グラウンド	文化商工部 学習・スポーツ課
かたばみ・鹿島建物共同事業体【指定管理者】 * 指定管理施設：目白庭園	都市整備部 公園緑地課
豊島区体育協会グループ【指定管理者】 * 指定管理施設：豊島体育館	文化商工部 学習・スポーツ課

上記のほかに、政策経営部行政経営課に対して、制度全般の所管課として、指定管理者制度に係る事項の監査を実施した。

2. 監査の対象範囲

区が指定管理者に行わせている公の施設の管理状況など、指定管理者への財政援助等に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

3. 監査の観点

区が支出した公金が、団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行・運用されているかなどについて、次の観点に基づき監査を実施した。

指定管理者

監査対象	監査の主な観点
団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の管理は施設の目的や指定管理者制度の目的、趣旨を達成するものになっているか。 ○ 施設の管理運営業務は事業計画に沿って適切に実施されているか。 ○ 利用料金収入の徴収や施設管理の収支、公租公課及び成果配分の処理等に係る会計経理が適正に行われているか。 ○ 公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正に行われているか。 ○ 領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者の募集方法、選定方法、協定内容、管理運営経費等の取扱い、事業報告、事業評価等運用上の措置・手続きに関して「指定管理者制度運用指針」（以下、「指針」という。）に沿った運用が行われているか。 ○ 当該管理の業務及び経理の状況その他必要な事項について、適切に把握するとともに、指定管理者に対する指導・監督を遺漏なく行っているか。また、指定管理者との課題の共有及び解決に向けた協議を随時行っているか。
制度所管課 (行政経営課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者制度の適正な運用を図るために必要な事項について、指針の更新が行われているか。 ○ 指針等の記載内容について、指定管理者及び所管部局が正しく理解し、適正に運用できるものとなっているか。(指定管理者や所管部局の間で異なった解釈が生じることのないよう具体的に記載され、区における指定管理者制度全体の運用の統一性が確保されるものとなっているか。) ○ 指定管理者制度の運用に際し、指定管理者及び各所管課の実態を把握し必要な指導・助言を行っているか。

4. 監査の実施期間

令和4年10月4日から令和4年12月12日まで

5. 監査の方法

監査委員監査をより効率的かつ効果的に進めるため事務局職員による事務監査を先行して10月4日から11月1日まで実施するとともに、専門的視点から監査を補完するため、公認会計士による会計関係書類の検査を10月4日から10月17日まで実施した。

事務監査及び公認会計士による検査は、監査対象団体及びその所管課から提出、提示を受けた関係資料に係る計数等の内容について確認し、各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行った。

監査委員監査は、事務監査及び公認会計士による検査結果を踏まえ、12月5日から12月12日まで実施した。監査委員監査においては、提出された監査資料に基づき各団体職員等から説明を受け、質疑応答を行うとともに、指定管理施設等の管理状況等に係る現地視察を行った。

6. 監査結果の基準

地方自治法第199条第9項の規定による監査の結果及び地方自治法第199条第10項の規定による意見は、次の「監査結果における指摘事項等の基準」（平成29年1月16日豊島区監査委員協議会決定）に基づき述べる。

[監査結果における指摘事項等の基準]

1. 指摘事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況にあるもののうち、その内容が重大と認められる事項
- ② 不適正な執行状況にあり、その結果が区の事務事業に著しい支障をきたすと認められる事項または区政に対する不信を招くおそれがあると認められる事項
- ③ 過去に指摘事項または指導事項としたもののうち、必要な改善措置がなされていないと認められる事項（特別な事情があると認められるものを除く。）
- ④ その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき重大な事項

2. 指導事項

- ① 法令等の規定に違反する執行状況その他不適正な執行状況にあるが、その内容または結果から指摘事項とするに至らないと認められる事項（軽微な誤謬等によるもので、他に影響が少ないと認められるものを除く。）
- ② その他是正、改善または再発防止に向け取り上げるべき事項

3. 意見・要望

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資することを目的に表明する次の事項

- ① 行政運営上の諸課題または事務事業の執行等について、経済性、効率性、有効性等の観点から改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ② 法令、各種通知等に違反するものではないが、事務処理上、改善に向けた検討が必要と認められる事項
- ③ その他表明すべき事項

第2 監査の結果

1. 豊島区体育協会グループについて (所管課：学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

(1) 金銭管理について

豊島区体育協会グループは、「特定非営利活動法人豊島区体育協会会計処理規則」(以下「規則」という。)に基づき、会計処理を行っている。

利用料金等指定管理業務に伴い収入した現金について、1日ごとに封入し、金庫に保管している。また、講座受講料等自主事業に伴い収入した現金は、講座ごとに封入しキャビネットに施錠のうえ保管している。指定管理分については1週間分をまとめ普通預金に入金しており、自主事業分については集金完了後、普通預金に入金している。釣銭は全体で22万円用意している。

規則では、金庫内の手元現金保有額は10万円とし、超過分は速やかに取引金融機関の口座に入金する旨、規定されている。しかしながら、釣銭を常時22万円保有している時点、規則で定める額を超過している。

また、現金を受領したときは、日々銀行に預け入れる旨、規定されているが、この点も規則に反した取扱いを行っている。

【特定非営利活動法人豊島区体育協会会計処理規則】

第12条 現金を受領したときは、日々銀行に預け入れ、支出に当ててはならない。

第14条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手元現金を金庫内に保有することができる。

2 金庫内の手元現金保有額は10万円とし、それ以上は速やかに取引金融機関の口座に入金する。ただし、止むを得ない事情により限度額を超えて保有する場合は、会計責任者の承認を得るものとする。

豊島区体育協会グループにおかれては、金庫内の手元現金保有額及び金融機関への入金について、規則を順守されたい。

また、指定管理分の現金は、日報を作成し会計ソフトにより入力を行っているが、自主事業の現金は、日報を作成することなく封筒に日付と金額を記載することで管理している。体育施設においては、自主事業を含めての収支を区に報告し、剰余金の配分を定めるものとされていることから、自主事業についても、指定管理業務に準じた会計処理を行われたい。さらに、新規のプリペイドカード販売時のみの活用となっているレジスターについて、一層の有効活用を図られるなど、日頃から適正な金銭管理を徹底されたい。

【2】指導事項

(1) 消防用設備について

令和3年6月に行った消防用設備等点検において、消火ホースの経年劣化による不良結果が示された。耐圧性能試験又は更新を要するとされ、指定管理者において4年6月末改修予定として所轄消防署に届出を行った。

しかしながら、消火ホースの交換について、4年3月に価格見積書を徴取しているものの、4年10月時点で未だ交換は行われていなかった。

点検からすでに1年以上を経過していることに加え、2年6月に実施した点検においても同様の結果であったことを踏まえ、早急に措置されたい。

(2) 一般管理費について

本社等の間接経費である一般管理費について、令和3年度年間の収支計画では指定管理料の約2%としているところ、同期間の収支実績では、指定管理料及び自主事業収入の合計額の約2.2%となっていた。

一般管理費については、明確な区分が困難であり、また成果配分につながる収支差額の調整弁となるおそれがあることから、指針において計画段階で詳細な内訳や算出根拠を明記することとされており、算出根拠は真にやむを得ない事情がある場合を除き、計画時と実績時を同一にすべきと考える。

指定管理者及び学習・スポーツ課は、改めて一般管理費の内容について精査されたい。

2. 日本テニス事業協会共同企業体について (所管課：学習・スポーツ課)

【1】指摘事項

(1) 会計処理について

「日本テニス事業協会共同企業体における経理業務について（規定）」、
(以下「規定」という。)では、事業所単位で複式簿記にて経理すること及び発生主義による経理処理をすることが規定されている。

【日本テニス事業協会共同企業体における経理業務について（規定）】

1) 基本事項

- A) 期間は行政の年度とする
- B) 事業所単位で複式簿記にて経理する
- C) 発生主義による経理処理をする
- D) 経費および収入は独立した口座で管理する

本監査で確認したところ、経理処理は出納の日計表の作成と領収書等の集計のみで、複式簿記による記帳は行われていなかった。また、諸謝金、事業運営費など一部は発生主義としているが、他は現金主義で処理されていた。なお、本監査において、日計表及び収支報告の入力漏れが判明したが、これらは、会計処理の混在にも一因があると考ええる。

日本テニス事業協会共同企業体におかれては、規定に基づいた適正な会計処理を徹底されたい。

【2】意見・要望

(1) バリアフリーについて

三芳グラウンド屋外に設置されている多目的トイレについて、扉が重く、開閉することが困難な状態であった。障害者や高齢者が利用するうえで支障があるものと考ええる。

限られた予算の中で施設改修の優先度を検討する必要があるが、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが安全・快適に利用できる施設を目指すことは、施設の利用者層の拡大にもつながると考えられる。学習・スポーツ課及び指定管理者において協議のうえ、極力早期に対応されたい。また、その他の設備についてもバリアフリー化の検討をされたい。

3. サイカパーキング株式会社について (所管課：土木管理課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 開場時間について

巢鴨地区、目白地区とも、豊島区立自転車駐車場条例（以下「条例」という。）に定める開場時間を変更し、運営している。条例において、「指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の開場時間を変更し、又は開場時間を超えて開場することができる。」と規定しており、ほとんどの施設で開場時間の延長が行われている現状は、利用者サービスの向上に資するものと評価する。

しかしながら、条例はあくまで指定管理者の発意により、区長の承認を前提として開場時間の変更を可能とする趣旨であるところ、指定管理者の選定に先立ち区が公表した公募要項では、条例上の開設時間である午前6時から午後12時を、最寄り駅の始発、及び終電を踏まえた時間により提案するよう義務付けており、手続き面では、条例の趣旨に反する取り扱いを行っていた。

上記の例では、現行午前4時から午前1時30分までを開設時間として運用されているが、条例でこれと同一の開設時間を設定している施設もある。開設時間について、条例の規定と実際の運用に齟齬が生じないように、改めて整理されたい。

(2) 保全物品整理簿について

目白駅東・目白駅西・巢鴨駅北・巢鴨駅南・駒込駅北・西巢鴨駅自転車駐車場の6施設について保全物品整理簿の提示があり確認したところ、保全物品整理簿の内容は更新されておらず、「物品現在高調書兼物品引渡書」の内容とも相違があった。指定管理者においては公募時に区から受領したものを「保存」するものと誤認していた。「無償貸与における物品取扱要領」第5条において、指定管理者は、保全物品について保全物品整理簿（第1号様式）を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない旨規定されているところ、受領した帳票を「保存」するものと誤認していた。

【無償貸付における物品取扱要領】

第5条 乙又は丙は、保全物品について**保全物品整理簿（第1号様式）**を備え、常に数量、使用場所、使用状況等の把握に努めなければならない。また乙又は丙固有の物品との区分を明確にするため、シールその他の方法で表示しなければならない。

サイカパーキング株式会社は、今後、保全物品整理簿を更新し、常時数量等の把握に努められたい。

土木管理課は、今後、指定管理者が保全物品整理簿の管理を適切に行っているか定期的に確認されたい。

4. かたばみ・鹿島建物共同事業体について

(所管課：公園緑地課)

【1】指摘事項

指摘事項は認められなかった。

【2】指導事項

(1) 公租公課の計上について

提出された収支報告書を確認したところ、消費税の計上が人件費の10%となっていた。

昨年度の本監査での意見を踏まえ、令和4年4月に行政経営課が発出した、「令和3年度指定管理施設の収支報告について(通知)」における消費税の計上方法では、「売上に係る消費税」から「販売管理経費に係る消費税」を差し引いた金額を公租公課に計上するとの内容に反する。

公園緑地課及びかたばみ・鹿島建物共同事業体におかれては、通知に沿った適正な計上がなされるよう徹底されたい。

(2) 修繕費の費用負担について

「豊島区立目白庭園管理業務基本協定書」第17条第1項において修繕費の費用負担について規定されている。

修繕費の負担区分に関する金額の基準を確認したところ、本文では「1件50万円を超え、かつ130万円未満の修繕を行う場合において、」とあるが、表の中では「50万円を超え、かつ130万円以下」と表記されており、「130万円未満」、「130万円以下」の基準が混在し、統一されていなかった。

公園緑地課及びかたばみ・鹿島建物共同事業体は、修繕費の負担区分に関する金額の基準を統一すべく、基本協定を修正されたい。

【3】意見・要望

(1) 施設修繕について

令和2年8月に行ったろ過・循環器の点検・調整・修理において、ろ過装置本体が錆により、劣化しており、ピンホールなどによる水漏れが懸念されるという指摘を受けた。

重要度「高(施設全体及び多数の利用者に対し、重大な影響を及ぼすもので早急に実施するもの)」として点検において指摘されたため、指定管理者は調査を行い、3年度以降、何度か見積を行い所管課と協議・検討を重ねており、4年度に入り最終の見積書が区に提出されたところである。しかしながら、監査時点では所管課において検討段階のままであった。

現時点において安全面に著しい支障があるとまではいえないが、指摘を受けてから2年を経過し、修繕を行わず、ろ過装置にピンホールが空いた場合、修繕のために池の水を緊急で抜く必要があり、修繕が大規模になり

日数がかかるおそれがある。公園緑地課においては、計画性をもって修繕を行うように検討されたい。

5. 総括意見（指定管理者制度の運用改善について）

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の改正により導入されたが、その趣旨・目的は、公の施設の管理運営について民間事業者の運営手法を活用し、利用者に対するサービスの向上と管理運営に要する経費の縮減を図り、効率的かつ効果的な施設運営を行うことにある。

区においても平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、以降、順次指定管理施設を拡大してきた。指定管理者制度に関する法令等の詳細な定めがない中、区では、平成 20 年 3 月に制度の適切かつ円滑な実施を図るため、指針を定め、以降改定を重ね現在に至っている。

以下本年度は、指定管理者である 4 団体について、令和 3 年度の管理運営に係る出納その他の事務の執行を対象に監査した結果、複数の団体で共通して見受けられた事項、制度の運用等で特筆すべき事項等を記載する。行政経営課においては、以下の意見を参考に、区指定管理者制度の適正な運用に向け、一層の改善を図られたい。また、所管課においては、指定管理者の管理運営状況を十分に把握し、指針の定めに基づいた運用を徹底されたい。

（1）指定管理者制度導入施設における区の重要政策の推進について

区では、庁内のみならず区民や関係団体等とともに「国際アート・カルチャー都市」、「SDGs 未来都市」の実現をめざしており、「セーフコミュニティ国際認証都市」としても内外にその取組が注目されている。

また本年度は、区制施行 90 周年として様々な取組が行われた。

こうした重要政策を推進するうえで、区民利用に供する公の施設が果たす役割は大きいと考えられるが、本監査において各施設に状況を確認したところ、直営施設に比べその取組が低調な印象を受けた。指定期間が 5 年ないし 10 年と定められている関係で、区の重要政策の策定・施行と、募集時の提案やその後の基本協定の締結に時間的乖離があることが理由と考えられるが、区の施設でありながら、運営主体によって重要政策への取組に差異がある状況は回避すべきと考える。

昨年度の本監査報告書の中で、公募時に区の重要政策に係る提案を求めることについて意見を申し述べたところであるが、民間事業者ならではの独創的な発想により、区の重要政策が推進できることが期待されるため、各所管課は、指定期間の満了や更新を待つことなく、指定管理者と協議し、指定管理者の理解と同意のもとで、各年度の事業計画に反映できるよう検討されたい。

行政経営課は、この点改めて周知されたい。

（2）経理規定について

指定管理者から提出された収支計画書及び収支報告書について、所管課は適正な会計処理や事業執行が行われているか、十分に確認を行う必

要がある。しかしながら、現状会計処理が指定管理者ごとに異なっており、所管課が帳票の詳細を確認するためには、担当職員には企業会計や公益法人会計等広範囲にわたっての会計知識が必要となる。各団体においても、指定管理者としてどのような会計処理を行うべきか、苦慮されているものと推察する。

については、指定管理者が区への収支報告を適正に行うことができるよう、また、所管課がその内容を確認することが容易となるよう、行政経営課におかれては、発生主義による処理、複式簿記による記帳など、指定管理業務における区の統一的な基準を設けられたい。

(3) 基本協定について

区と指定管理者が締結した基本協定には協議条項が設けられており、基本協定に定めのない事項等については、両方で協議し、決定することとされている。指針及び基本協定全体に関わる法令等の改定により、基本協定の内容に齟齬が生じる場合は、指定期間中であっても、区と指定管理者が協議し、改定された指針等の定めに基づいて基本協定を変更する必要があるといえる。

今回の監査で、令和3年4月1日に「豊島区庁舎等の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」が改正され画像保管が原則7日以内から7日以上30日以内に変更となっているにもかかわらずこれに伴う変更が行われていないものがあつた。

所管課においては、基本協定が指針等の定めに沿うよう留意されたい。

行政経営課は、各施設共通の事項等で基本協定の内容に変更が必要となる場合は、所管課に周知するとともに、その反映結果についても確認されたい。

(4) 自主事業に係る収支について

指定管理業務に係る収支計画書の標準様式では、支出区分の直接費用にあたるものについて、「人件費」「施設運営費」「事業費」「その他」の4項目とその細節が設けられ、それぞれ記載する形となっている。

一方、自主事業に係る収支計画書の標準様式で掲載されている項目は、「人件費」「事務費」「使用料」「その他」と指定管理業務と微妙に異なり、細節も設けられていない。

指定管理業務では直接雇用職員の給料等は人件費に、外部講師の謝礼は事業費に計上すべきところ、自主事業に係る人件費について、給料等が計上されず、諸謝金が計上される事例があつた。

指定管理業務に係る施設職員が自主事業にも従事する場合や、光熱水費など指定管理業務と自主事業双方に共通して生じるものがあり、両者の費用は適切に按分しなければならない。指定管理業務と自主事業の収支計画書の様式が異なると、これらの共通費用が不明確となる。

については、施設使用料など一部カスタマイズするものはあるが、原則として自主事業の収支計画書においても指定管理業務と同様の様式を使用することで経費の見える化を図り、人件費等の共通経費を適切に処理されたい。

(5) 個人情報の保護と情報セキュリティ対策について

① 個人情報の管理について

基本協定において、指定管理者は、「個人情報保護に関する特記事項」(以下「特記事項」という。)に基づき個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることとされている。

指針において、特記事項の例が掲載されているが、これはあくまで一例であり、収集・保管する個人情報などの具体的内容は施設の態様等を踏まえ規定すべきものである。しかしながら、特記事項の例をそのまま記載することで、家族構成や健康状態など当該施設では不必要と思われる個人情報を収集・保管することを可能としているものや、特記事項に規定することなく、障害の状況など、要配慮個人情報を収集・保管しているものが多くみられた。中には、記入上の注意など、協定として不適当なものまで例のまま記載したものがあつた。

各所管課は、個人情報の重要性を再認識し、基本協定の一部変更又は年度協定において、取り扱う個人情報について改めて精査されたい。

なお、改正個人情報保護法が令和5年4月1日より施行されることに伴い、個人情報保護条例において、これまで、指定管理者が取り扱う個人情報とは、原則、区の保有個人情報として位置づけられていたが、区に提出されたものを除き、指定管理者の保有個人情報となる。

各所管課においては、個人情報についてより一層適正な管理を図られるよう、指定管理者に対し十分な周知・助言を徹底されたい。

② 情報セキュリティポリシーについて

指定管理者が保有する個人情報の紛失、漏洩などの重大事故を未然に防止すべきことはいうまでもなく、指定管理者にも区と同様に厳格な情報セキュリティ対策が必要である。

しかしながら、本区の情報セキュリティポリシーでは、業務委託については、契約書に取り組むべき内容を明記するよう定めているものの、指定管理者については何ら言及がなく、各団体に取扱いを委ねている現状にある。

行政経営課においては、情報管理課と協議のうえ、指定管理者に係る情報セキュリティポリシーを定め、情報の取扱いに対する区としての統一した方針を指定管理者に明示できるよう検討されたい。

(6) 情報共有の機会の確保について

本監査を実施する中で例年同様の不適切な事務処理がみられる。発生した事例やその後の対応など過去の事例が継承されておらず、担当者の異動等に伴い同様の事例が再発しているものと推察する。また、他の指定管理者導入施設に関する事例が共有されておらず、各所管課においては他施設の事例を他山の石として活用する意識が欠如しているものとする。

行政経営課においては、各施設で生じた様々な問題点を集約したうえで、定期的に情報共有の場を設け、統一的な基準など指針の周知徹底とともに、不適切な事務処理の再発防止を図られたい。なお、単なる情報伝達にとどまらず、各施設が抱える課題などをともに考え、意見交換を行う機会とするよう留意されたい。

第3 監査結果に対する改善等措置の報告

監査の結果は前項のとおりであるが、指摘事項等各事項について改善等の措置を講じられた時は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員あて通知されたい。

なお、事務監査及び監査委員監査の際、各団体及び各所管課の事務処理方法等に対して口頭で是正を求めた軽微な事項については、速やかに対処されたい。

資料編（団体別概要）

※この「資料編（団体別概要）」は、令和4年9月に各団体から提出された資料に基づき作成している。
なお、本文及び表中における数値は、特にことわりがない場合、令和3年度における実績値である。

I 豊島区体育協会グループ

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

指定管理者の名称：豊島区体育協会グループ

(1) 代表団体：特定非営利活動法人豊島区体育協会

所在地：豊島区要町三丁目47番8号 豊島区立豊島体育館内

代表者：理事 服部 浩久（～令和4年5月26日）

理事 吉波 克昌（令和4年5月27日～）

(2) 構成団体：株式会社ピーウォッシュ

所在地：豊島区长崎五丁目1番23号

代表者：代表取締役 漆原 雅明

資本金：1億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称：豊島区立豊島体育館

所在地：豊島区要町三丁目47番8号

2. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3. 指定管理料等

(1) 指定管理料（令和3年度）

指定管理料は、12回に分けて合計49,990,835円が支出された。

(2) スポーツ振興施策推進事業経費

区との協働事業として実施する、ジュニア・スポーツリーダー育成事業及びシニアスポーツ振興事業経費として1,508,687円が支出された。

(3) 施設修繕経費

施設の修繕経費として1,757,910円が支出された。

4. 管理業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

- ・利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
- ・設置条例に定める施設、設備及び備品の利用料金の収納、減免、還付に関する業務

(2) 事業に関する業務

(3) 施設（敷地内のすべて）の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

指定管理業務及び自主事業収支状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
指定管理料	49,990,835	人件費	26,830,047
利用料金	20,453,680	施設運営費	33,014,119
スポーツ振興施策推進事業経費	1,508,687	事業費	12,139,500
自主事業収入	5,269,700	スポーツ振興施策推進事業経費	1,508,687
その他収入	1,097,510	保険料等	2,401,340
		公租公課（消費税）	2,482,300
		公租公課（その他）	794,015
		一般管理費	1,200,000
収入合計	78,320,412	支出合計	80,370,008
		収支差額	△ 2,049,596

第4 事業の実績

1. 開館状況

令和3年度における開館状況は、次のとおりである。

(1) 開館日数 () 内数値は事業計画時日数

開館日数	休館日数
310日 (353日)	55日 (12日)

※ 開園日数の減は新型コロナウイルス感染症、東京都議会議員選挙等への対応によるものである。

(2) 開館時間

区 分	実 績
競技場 体育室 トレーニングルーム	<p>【平日・土日祝日とも】 午前9時～午後9時30分(利用は午後9時まで)</p> <p>【変更措置】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4月25日～5月31日 緊急事態宣言に伴い休館 ○ 6月1日～9月30日 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴い午後8時までの時間短縮 ○ 10月1日～10月24日 緊急事態宣言解除に伴う区立施設等の対応方針により午後9時までの時間短縮

2. 利用状況

令和3年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

区 分	利用件数	利用人数	
競 技 場	団体利用	671 件	19,661 人
	個人利用		23,116 人
	自主事業	134 件	3,644 人
	計	805 件	46,421 人
ス タ ジ オ	団体利用	152 件	633 人
	自主事業	684 件	4,197 人
	計	836 件	4,830 人
ト レ ー ニ ン グ ル ーム	個人利用		4,948 人
	計		4,948 人
合 計	団体利用	823 件	20,294 人
	個人利用		28,064 人
	自主事業	818 件	7,841 人
	合 計	1,641 件	56,199 人

3. 利用料金の変更措置

緊急事態宣言再延長に伴う区の対応方針として、体育施設の夜間利用枠が午後8時までとなるため、時間短縮要請期間中の利用料金を以下の内容とし還付措置を行った。

(単位：円)

利用 料 金	室名	夜間			全日		
		現 状	変更額	還付額	現 状	変更額	還付額
	競技場	11,600	7,700	3,900	28,900	26,400	2,500
	体育室	2,900	1,900	1,000	7,100	6,500	600

Ⅱ 日本テニス事業協会共同企業体

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

指定管理者の名称：日本テニス事業協会共同企業体

(1) 代表団体：公益社団法人日本テニス事業協会

所在地：新宿区西新宿一丁目8番3号

代表者：代表理事 大久保 清一

資本金：3,731万円（正味財産）

(2) 構成団体：株式会社スポーツクリエイト

所在地：港区高輪四丁目23番8号

代表者：代表取締役 金田 彰

資本金：1,000万円

(3) 構成団体：株式会社ティー・エス・ジャパン

所在地：杉並区阿佐谷北二丁目13番5号

代表者：代表取締役 丸山 一隆

資本金：1,000万円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称：豊島区立三芳グラウンド

所在地：埼玉県入間郡三芳町大字上富 382 番地 1

2. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3. 指定管理料等

(1) 指定管理料（令和3年度）

指定管理料は、12回に分けて合計15,453,200円が支出された。

(2) スポーツ振興施策推進事業経費

区との協働事業として実施する、ジュニア・スポーツリーダー育成事業及びシニアスポーツ振興事業経費として649,039円が支出された。

4. 指定管理業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
 - ・利用申請の受付、承認、不承認及び利用の取消しに関する業務
 - ・設置条例に定める施設、設備及び備品の利用料金の収納、減免、還付に関する業務
- (2) 事業に関する業務
- (3) 施設（敷地内のすべて）の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

指定管理業務及び自主事業収支状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
指定管理料	15,453,200	人件費	32,948,579
利用料金	16,289,199	施設運営費	8,846,323
スポーツ振興施策推進事業経費	649,039	事業費	24,012,367
自主事業収入	31,069,714	保険料	797,680
その他収入	150,119	公租公課	3,524,176
		一般管理費	749,811
収入合計	63,611,271	支出合計	70,878,936
		収支差額	△7,267,665

第4 事業の実績

1. 開館状況

令和3年度における開館状況は、次のとおりである。

(1) 開場日数

開場日数	休場日数
359 日	6 日 (令和3年12月29日～令和4年1月3日)

(2) 開場時間

区 分	曜 日	時 間
庭 球 場	平 日	午前 9 時～午後 9 時
	土日祝日	午前 7 時～午後 9 時
野 球 場	平 日	午前 9 時～午後 5 時
	土日祝日	午前 7 時～午後 5 時
運 動 場	平 日	午前 10 時～午後 9 時
	土日祝日	午前 7 時～午後 7 時

2. 利用状況

令和 3 年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

区 分		利 用 件 数	利 用 人 数
野 球 場	団体貸切	553 件	9,327 人
	自主事業	88 件	693 人
	計	641 件	10,020 人
庭 球 場	団体貸切	2,734 件	13,701 人
	自主事業	5,584 件	13,889 人
	計	8,318 件	27,590 人
運 動 場	団体貸切	343 件	12,204 人
	自主事業	395 件	2,087 人
	計	738 件	14,291 人
合 計	団体貸切	3,630 件	35,232 人
	自主事業	6,067 件	16,669 人
	合 計	9,697 件	51,901 人

Ⅲ サイカパーキング株式会社

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

名 称：サイカパーキング株式会社
所在地：中央区日本橋小網町7番2号
代表者：代表取締役 森井 清
資本金：1億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 対象施設及び指定管理期間

(1) 目白地区自転車駐車場

指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

	名 称	所 在 地
①	豊島区立目白駅東自転車駐車場	豊島区目白一丁目4番1号
②	豊島区立目白駅西自転車駐車場	豊島区目白三丁目4番3号
③	豊島区立目白駅北自転車駐車場	豊島区目白三丁目16番
④	豊島区立千登世橋自転車駐車場	豊島区雑司が谷三丁目1番7号

(2) 巣鴨地区自転車駐車場

指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日

	名 称	所 在 地
①	豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	豊島区巣鴨二丁目7番11号
②	豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	豊島区巣鴨一丁目13番8号
③	豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	豊島区巣鴨二丁目9番23号
④	豊島区立巣鴨駅北口白山通り 自転車駐車場	豊島区巣鴨二丁目9番
⑤	豊島区立駒込駅北自転車駐車場	豊島区駒込二丁目2番2号
⑥	豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	豊島区西巣鴨三丁目26番1号 (朝日メトロステージ213)

2. 指定管理料

自転車駐車場の管理に要する経費は、基本協定に基づき指定管理者が負担することとしており、区は指定管理料を支出していない。

3. 指定管理業務の範囲

- (1) 自転車駐車場の利用に関する業務
- (2) 自転車駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記 (1)、(2) に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

1. 目白地区自転車駐車場収支状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
使用料収入	30,354,464	人件費	26,485,840
		事務費	912,680
		施設費	4,076,481
		事業費	3,594,258
		保険料等	10,379
		公租公課	321,624
		一般管理費	3,338,986
収入合計	30,354,464	支出合計	38,740,248
		収支差額	△ 8,385,784

2. 巣鴨地区自転車駐車場収支状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
使用料収入	63,152,290	人件費	50,171,618
		施設運営費	14,669,375
		事業費	6,322,140
		保険料等	281,994
		公租公課	713,803
		一般管理費	6,946,748
収入合計	63,152,290	支出合計	79,105,678
		収支差額	△ 15,953,388

第4 事業の実績

1. 目白地区自転車駐車場

施設名	利用時間	休業日	利用実績(台)			
			自転車		バイク(原付)	
			定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
目白駅東自転車駐車場	午前4時00分から 翌午前1時30分まで	なし	5,130	91,125	—	—
目白駅西自転車駐車場			984	22,389	—	—
目白駅北自転車駐車場	24時間開放		1,144	16,077	178	—
千登世橋自転車駐車場			480	9,432	—	—

2. 巣鴨地区自転車駐車場

施設名	利用時間	休業日	利用実績(台)			
			自転車		バイク(原付)	
			定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
巣鴨駅北自転車駐車場	午前4時00分から 翌午前1時30分まで	なし	3,719	75,699	0	429
巣鴨駅南自転車駐車場			2,147	47,112	21	1,164
巣鴨駅第三 自転車駐車場	24時間開放		1,723	—	84	—
巣鴨駅北口白山通り 自転車駐車場			—	189,113	—	—
駒込駅北自転車駐車場	午前4時00分から 翌午前1時30分まで		2,825	67,831	123	—
西巣鴨駅自転車駐車場	午前4時45分から 翌午前1時00分まで		1,323	15,731	—	—

IV かたばみ・鹿島建物共同事業体

第1 団体の概要

1. 名称、所在地及び代表者

指定管理者の名称：かたばみ・鹿島建物共同事業体

(1) 代表団体：かたばみ興業株式会社

所在地：港区元赤坂一丁目5番8号

代表者：代表取締役 高野 博信

資本金：1億円

(2) 構成団体：鹿島建物総合管理株式会社

所在地：新宿区市谷本村町2番1号

代表者：代表取締役 山本 和雄

資本金：1億円

2. 監査対象区分

指定管理者

第2 指定管理の概要

1. 監査対象施設

名称：豊島区立目白庭園

所在地：豊島区目白三丁目20番18号

2. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

3. 指定管理料等

(1) 指定管理料（令和3年度）

指定管理料は、4回に分けて合計17,900,000円が支出された。

(2) 施設修繕経費

施設の修繕経費として605,000円が支出された。

4. 管理業務の範囲

(1) 赤鳥庵等の利用に関する業務

(2) 庭園利用者に対する助言、指導及び相談に関する業務

(3) 庭園の維持管理に関する業務

(4) 利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し及び利用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める業務

第3 収支決算の状況

1. 指定管理業務収支状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
指定管理料	17,900,000	人件費	12,927,338
利用料金	6,138,409	施設運営費	9,403,996
特別協定(修繕)	605,000	事業運営費	379,178
		事業費	1,011,969
		保険料等	392,713
		公租公課	1,284,409
		一般管理費	1,200,000
収入合計	24,643,409	支出合計	26,599,603
		収支差額	△ 1,956,194

2. 自主事業収支状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収 入		支 出	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
室内イベント収入	587,900	人件費	557,234
飲料販売収入	38,740	事務費	140,740
物販収入	133,700	施設使用料	66,100
四季イベント収入	1,359,500	その他 (イベント経費関連)	1,112,650
収入合計	2,119,840	支出合計	1,876,724
		収支差額	243,116

第4 事業の実績

1. 開園状況

令和3年度における開館状況は、次のとおりである。

(1) 開園日数 () 内数値は事業計画時日数

開園日数	休園日数
333日(335日)	32日(30日)

※ 開園日数の減は赤鳥庵屋根等修繕工事に伴う臨時休園

(2) 開園時間

区 分	実 績
庭 園	午前9時～午後5時 (7月1日～8月31日は午後7時まで)
赤 鳥 庵	午前9時～午後9時 【変更措置】 新型コロナウイルス感染症拡大防止及び施設補修に伴う措置を講じた。 ○ 4月25日～5月31日 緊急事態措置に伴い和室利用休止 ○ 6月1日～6月20日 緊急事態措置に伴い茶会を含む飲食禁止及び夜間利用休止 ○ 6月21日～9月30日 まん延防止等重点措置ならびに緊急事態措置に伴い和室夜間利用を20時までに短縮 ○ 3月7日～3月19日 赤鳥庵屋根等修繕工事に伴い和室利用休止

3. 利用料金の変更措置

「まん延防止等重点措置の適用」期間中、施設の利用時間短縮に伴い赤鳥庵の利用料金を以下の内容とした。

【通常料金】

(単位：円)

	午 前 9：00～12：00	午 後 13：00～17：00	夜 間 18：00～21：00	全 日 9：00～21：00
第1和室 (10畳)	3,800	5,200	3,800	11,600
第2和室 (8畳)	3,100	4,300	3,100	9,600

【変更額】

(単位：円)

	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～20：00	全日 9：00～20：00
第1和室 (10畳)	3,800	5,200	2,530	10,440
第2和室 (8畳)	3,100	4,300	2,070	8,640

(3) 利用状況

① 目白庭園

利用可能日数	333日
利用者総数	87,782人

② 赤鳥庵

区 分		利用者
第1和室	午前	1,280人
	午後	1,338人
	夜間	578人
	計	3,196人
第2和室	午前	1,067人
	午後	1,297人
	夜間	416人
	計	2,780人
利用者合計		5,976人

③ 庭撮影

動画撮影	4件
静止画撮影	1,007件
利用合計	1,011件